

令和8年度

中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（高・特）の手引

香川県教育委員会

中堅教諭等資質向上研修Ⅰの手引について

－ねらいと使い方－

- この手引は、中堅教諭等資質向上研修Ⅰのねらいや内容・方法等を明らかにして、研修が効果的に行われるように作成した。

- 中堅教諭等資質向上研修Ⅰの実施に当たっては、この手引を十分に活用して研修を円滑かつ効果的に進めるために、次のことに留意していただきたい。
 - ・ この手引には、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）等に基づいて、対象教員の評価票案及び実施計画書案の作成、研修の参考例等を示している。
 - ・ 実施計画書案の作成に当たっては、対象教員の能力、適性、学校や地域の実態、児童生徒の実態等に応じた研修内容・研修方法となるように工夫する。

また、香川県教育センター（以下、県教育センターとする）等における研修の成果が、校内における研修に生かされるように、互いの研修の関連を図るものとする。
 - ・ 年間を通じて、自らの研修課題について継続的に深められるようにするため、校内研修との関連を図り、効果的な研修が推進されるように配慮する。

- この研修の基盤となるのは、研修に取り組む対象教員一人一人の自分自身を啓発しようとする姿勢である。対象教員が自らの資質向上に取り組むことによって、教育専門職として必要な資質・能力の向上が一層図られることが望まれる。

目 次

I	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅教諭等資質向上研修実施要項	1
II	中堅教諭等資質向上研修の対象者基準（小・中・高・特）	3
III	中堅教諭等資質向上研修 I（高・特）の内容	4
IV	評価票案及び実施計画書案の作成と提出	7
V	中堅教諭等資質向上研修に係る評価基準	8
VI	実施報告書の作成と提出	10

様式等

(様式 1-1)	中堅教諭等評価票（自己評価用）	11
(様式 1-2)	中堅教諭等評価票(案)（校長評価用）	13
(様式 2)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書（案）	15
(様式 3-1)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書①（本人用）	16
(様式 3-2)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書②	17
(様式 3-3)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書③（校長用）	18
記入例 (様式 2)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書（案）	19
[資料 1]	中堅教諭等資質向上研修 I の流れ	20
[資料 2]	中堅教諭等資質向上研修 I に係る提出書類等一覧	21
[資料 3]	教諭の指標	22

受講に当たっての留意事項	23
--------------	----

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅教諭等資質向上研修実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 24 条に規定する中堅教諭等資質向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、教員の経験に応じて実施する現職研修の一環として、香川県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等（以下「中堅教諭等」という。）について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 香川県内の国立及び公立の小学校等の教諭等（教育公務員特例法第 24 条第 1 項に規定する臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対する中堅教諭等資質向上研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 2 条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条により、中核市を除く。以下同じ）は、その所管に属する学校の中堅教諭等について、県教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修に協力するものとする。

4 対象者

中堅教諭等資質向上研修の対象者は、原則として、香川県で新規採用後 6 年を経過した教諭等及び 10 年を経過した教諭等とする。

5 内容

中堅教諭等は、校内等における研修（20 日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）等における研修（12 日程度）を受けるとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 「年間計画」においては、研修の内容の具体的な項目、その実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間計画及び評価を行うための評価基準を踏まえ、対象となる中堅教諭等の能力、適性等について評価を行い、当該者ごとに評価票案及び実施計画書案を作成し、小学校等を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 小学校等を所管する教育委員会は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案について、必要な調整を行い、当該者ごとに実施計画を決定し、実施計画書を作成するものとする。

- (3) 校長は、対象となる中堅教諭等に対し、小学校等を所管する教育委員会が作成した実施計画書に基づき、中堅教諭等資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。

8 校内研修体制

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭等は、実施計画書に従い、中堅教諭等に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等が校外における研修を受ける間、中堅教諭等の担当授業等が適切に行われるよう配慮するものとする。

9 研修成果の評価及び報告

校長は、研修終了時に、中堅教諭等の教育活動その他の学校運営への参画等の状況等を基にその能力及び適性等を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用するとともに、小学校等を所管する教育委員会に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

II 中堅教諭等資質向上研修の対象者基準（小・中・高・特）

対象者	<p>○ 原則として、本県で新規採用後6年を経過した教諭等※1 及び10年を経過した教諭等※1</p> <p>【新規採用後の経過年数の計算方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用後のすべての期間を通算する。 ・新規採用前に、公立学校※2 で教諭等の職にあった期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）は、加算する。
対象から除く者	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的に採用された者 ・他の教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修、または、それに準ずる研修を受けた者 ・教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した者で、研修実施者が中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
研修の実施を延期する者	<ul style="list-style-type: none"> ・受講すべき年度（以下「当該年度」という）中に、いわゆる産前休暇、産後休暇又は育児休業をとる予定がある者 ・当該年度中に、いわゆる産後休暇又は育児休業が終了する予定の者 ・当該年度中に、育児短時間勤務をする予定がある者 ・当該年度中に、育児短時間勤務が終了する予定の者 ・その他上記に類似する者 <p>※上記に該当する者のうち、休業が短期間であることや、年度の早期に休業が終了する等の状況により、本人が希望し、管理職が申請する場合は、研修実施者の判断により当該年度の受講を可能とする。</p> <p>【研修の実施を延期した場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延期された者は、原則延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度に受講するものとする。 <p>※ただし、本人が希望し、管理職が認める場合は、「延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度」より、さらに原則最大2年まで延期を可能とする。</p>
研修の実施の延期が可能な場合	<p>○「研修の実施を延期する者」以外に、健康や家庭、校務等の状況により、本人が希望し、管理職が認める場合は、原則最大2年まで延期を可能とする。</p>

※1 教諭等： 教諭、助教諭、及び講師（期限を付して任用された者を除く）

※2 交流人事等により、国立学校で勤務した期間を含む

Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（高・特）の内容

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、次のように中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（高・特）の内容を定める。

1 県教育センター等における研修（5日・オンライン研修）

県教育センター等における研修の概要は以下のとおりである。

回	期 日	指 標	研 修 内 容	場 所	備 考
1	6/9(火) 9:25~16:25	Aa2 Aa2	オリエンテーション 開講式 講話「課長講話」[高][特] 講話・演習「教育法規Ⅰ（服務等）」	県教育 センター	中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅栄養Ⅰ（特） と一部合同
		Bc2 Bc2	講話「学級経営における児童生徒理解と集団づくり」 研究協議「学級経営における児童生徒理解と集団づくり」		
2	5月 ～ 12月	Bb2	教科研究会等への参加	各会場	
3	7/31(金) 9:25~16:25	Bc2 Bc2ア	講話・演習「生徒指導について」 研究協議「生徒指導」 （分科会） 「学校不適応・不登校と生徒指導」 「発達障害と生徒指導」 [小・中・特（幼稚部、小・中学部）][高・特（高等部）] 「いじめ、ネットトラブルと生徒指導」	県教育 センター	中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅栄養Ⅰ（特） と合同 中堅教諭Ⅰ（小・中） 中堅養護Ⅰ（小・中） 中堅栄養Ⅰ（小・中） と一部合同
		Ba2 Ba2ア	講話・演習「人権・同和教育の推進」 講話・演習「教育相談の手法（特別な配慮や支援 についての理解を含む）」		
4	9/16(水) 9:25~16:25	Cc2 Bb2 Bb2	講話・演習「メンタルヘルス」 講話・演習「主体的・対話的で深い学びと授業設計」 講話・演習「学習指導法と学習評価」	県教育 センター	
		Bb2	教科指導Ⅰ（学習指導案検討・教材開発）		
5	1/6(水) 9:25~16:25	Bb2	教科指導Ⅱ（授業評価・授業改善）	県教育 センター	中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅栄養Ⅰ（特） と一部合同
		Ba2ア Ca2 Ac2	講話・演習「発達障害の児童生徒との関わり方」 報告「中堅教員研修」 研究協議「研修の成果と課題」		
オンライン研修 8月～1月		Cb2 Ac2 Cc2イ Cc2イ	「香川の教育施策」[高][特] 「消費者教育の在り方」 「情報モラル」 「著作権」	各所属校等	オンライン研修 （オンデマンド型）

- ・ 指標については、[資料3] 教諭の指標（P22）を参照する。
- ・ オンライン研修の受講場所は、各所属校または各所属長が許可した場所とする。
- ・ 研修日程等に変更がある場合には別途通知する。
- ・ 第1回開催要項は各自全国教員研修プラットフォーム（Plant）（<https://plant.nits.go.jp/>）よりダウンロードする。

第2回 教科研究会等への参加について

各自の専門教科の授業力向上につながる研究会・研修会等に参加する。

(例) 香川県高等学校教育研究会(国語部会)秋季研究会、香川県高等学校教育研究会(特別支援教育部会) 自立活動研究会、香川大学教育学部附属学校の研究大会、県教育センター主催の専門研修又は教職大学院連携研修 等

※原則として、香川県教育委員会各課が行う悉皆研修(教育課程運営改善研究会等)は、この教科研究会等への参加には該当しない。

※自分が講師や授業者を務める研修・研究会等は、この教科研究会等への参加には該当しない。

ただし、その研修・研究会等において、自身が授業者ではないプログラムに参加者として出席する場合は、この教科研究会等への参加に該当する。

第3回 研究協議「生徒指導」分科会の希望調査について

全国教員研修プラットフォーム(Plant) (<https://plant.nits.go.jp/>)から『第3回研修 研究協議「生徒指導」分科会希望調査』に令和8年6月15日(月)までに回答する。なお、希望調査回答後の変更は原則受けない。

研究協議「生徒指導」は、希望により下の分科会に分かれて行う。

番号	分科会	主な内容
1	学校不適應・不登校と生徒指導	「学校不適應・不登校と生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。
2-①	発達障害と生徒指導 [小・中・特(幼稚部、小・中学部)]	「発達障害と生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。
2-②	発達障害と生徒指導 [高・特(高等部)]	
3	いじめ、ネットトラブルと生徒指導	「いじめ、ネットトラブルと生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。

第4・5回 教科指導Ⅰ・Ⅱについて

事前課題、準備物等については、県教育センターより別途連絡する。なお、教科指導について、特別支援学校所属の者は〔特別支援〕で受講するものとする。

オンライン研修(オンデマンド型)について

令和8年8月から令和9年1月までの間に受講し、全国教員研修プラットフォーム(Plant) (<https://plant.nits.go.jp/>)から「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ(高・特) オンデマンド型研修受講記録」を1月末までに送信する。

2 校内等における研修(10日程度)

(1) 研究授業、教材研究等を通じた研修(5日程度)

- ・ 事後指導を含む研究授業(年間2回実施するものとする。そのうち1回はICTを活用すること。)
- ・ 研究授業に向けての校内研修(学年団会や教科部会における学習指導案検討等)
- ・ 教科等に係る研修及び研究大会等への参加(県教育センターにおける研修の第2回「教科研究会等への参加」とは兼ねることはできない)

(2) 指導方法や職務遂行に関する課題研究(5日程度)

(例) 学習指導における実践的指導力の向上を図る。

- ・ 教科・教科外の指導法に関する研究、ICTを活用した教材や指導法に関する研究

(例) 職務遂行能力の向上を図る。

- ・ 管理職による講話、教育法規、生徒指導、学級経営、進路指導等の研究

(例) 放送大学で学ぶ(受講科目に関わらず、5日間の研修に位置付ける)。

放送大学について

(在学期間) 2026年10月1日～2027年3月31日(学部科目履修生・大学院修士科目生)

(願書受付) 第1回 2026年6月10日～2026年8月31日(Web・郵送、入学試験なし)

第2回 2026年9月1日～2026年9月9日(Web・郵送、入学試験なし)

(必要経費)テキスト代含む。

区 分	入学科	授業料(2単位)
科目履修生(学部)に6か月在学)	7,000円	12,000円
修士科目生(大学院)に6か月在学)	14,000円	24,000円

※ 費用は個人負担とする。

※ 公立学校共済組合の割引(入学科が半額)及び香川県教職員互助会の選択型福利厚生制度による補助が利用できる。

(学習方法) BS放送に加え、インターネットで自分の好きな時間に自宅などで授業を視聴し、学習することができる。単位認定試験もインターネットを通じて行う。

(授業科目例)

- ・ 学 部:「今求められる学力と学び」「道徳教育論」「新時代の生徒指導」「特別支援教育総論」「心理カウンセリング序説」「教育のためのICT活用」など約300科目。特別支援学校教諭免許状、隣接校種、上位の免許状の取得にも活用できる。
- ・ 大学院:「教育心理学特論」「学校臨床心理学特論」「障害児・障害者心理学特論」「eラーニングの理論と実践」「教育行政と学校経営」「グローバル時代の教育文化」など約100科目。専修免許状の取得にも活用できる。

(スケジュール)

- ・ 単位認定試験:学部、大学院 2027年1月17日～1月25日(択一式)
※自宅などで、Web単位認定試験システムにアクセスして受験する。
- ・ 成績通知:2027年2月下旬

(再視聴施設の利用)

- ・ 丸亀市飯山総合学習センターに再視聴施設(学習室)があり、所定の手続きをすれば、当該施設でも授業DVDやCDの視聴ができる。

(問合せ先)

- ・ 放送大学香川学習センター(高松市幸町1-1:香川大学幸町北キャンパス内)
〔電 話〕087-837-9877
〔ウェブサイト〕<https://www.ouj.ac.jp> 〔e-mail〕c37-ksc@ouj.ac.jp

IV 評価票案及び実施計画書案の作成と提出

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)」(以下「評価票案」という(様式1-2))及び「中堅教諭等資質向上研修I実施計画書(案)」(以下「実施計画書案」という(様式2))を作成し、県教育センターに提出する。なお、作成と提出に当たっては、次の点に留意する。

1 評価票案

- (1) 中堅教諭等は、「中堅教諭等評価票(自己評価用)」(以下「自己評価票」という(様式1-1))を作成し、校長に提出する。「自己評価票」には、香川県教員等人材育成方針に基づく指標の観点について、4段階で評価を記入する。また、研修に向けての課題等の欄には、自己評価の結果や得意分野等を考慮して、研修に向けての課題や目標等について記入する。
- (2) 校長は、「自己評価票」を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点到○を付ける(複数可)。
- (3) 校長は、「評価票案」を令和8年5月21日(木)までに県教育センターに提出する。

2 実施計画書案

- (1) 校長は、中堅教諭等の意見や希望を参考にしながら、「自己評価票」及び「評価票案」に基づいて実施計画書案を作成する。その際、「記入例(様式2)」(P19)を参考にする。
- (2) 校長は、「実施計画書案」を令和8年5月21日(木)までに、県教育センターに提出する。
- (3) 県教育センターは、提出された「実施計画書案」について必要な調整を行い、実施計画を決定する。修正を要しない場合は、「実施計画書案」の提出をもって決定とする。

V 中堅教諭等資質向上研修に係る評価基準

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」における発展期の各項目について、以下の4段階の評価基準により評価をする。

◆ 各評価項目の評価については、下記の基準によるものとする。

評価	基準
4	中堅教諭等として求められる程度以上に優れている
3	中堅教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている
2	中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしている
1	中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない

◆ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教諭の指標）

キャリアステージ 目安となる経験年数		基礎期 1年目～6年目	発展期 7年目～20年目	深化期 21年目～
素養・資質	使命感 ・ 責任感	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能	子ども理解	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解力と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう、多面的な配慮ができる。
	学習指導	学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能をより一層高め、自ら適切な学習評価と授業改善を行うとともに、組織的な取組となるよう、他教員に対して指導や助言ができる。

知識・技能	生徒指導	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	子どもの成長のために多角的な支援を行うとともに、共感的な人間関係の育成に必要なネットワークを機能させ、集団づくりについての指導や助言ができる。
	学校づくり	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	学校の教育目標達成に向けた取組を総合的に分析し、「チーム学校」の中心となって、特色ある学校づくりのために貢献する。
	参画・運営	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
	危機管理	学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
I C T や情報・教育データの利活用	学校における ICT 活用の意義を理解し、授業や校務等において ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

VI 実施報告書の作成と提出

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、校長は、中堅教諭等が作成した「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書②」（以下「報告書②」という（様式3-2））を、県教育センターに提出する。また、校長は、「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書③（校長用）」（以下「報告書③（校長用）」という（様式3-3））を作成し、県教育センターに提出する。なお、作成と提出に当たっては、次の点に留意する。

1 報告書②

- (1) 中堅教諭等は、「報告書②」を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、「報告書②」を、**令和9年3月1日（月）**までに県教育センターに提出する。

2 報告書③（校長用）

- (1) 中堅教諭等は、「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書①（本人用）」（以下「報告書①（本人用）」という（様式3-1））を作成し、校長に提出する。「報告書①（本人用）」には、香川県教員等人材育成方針に基づく指標の観点について、報告及び自己評価を記述する。また、1年間を振り返って、研修の成果と課題を記述する。
- (2) 校長は、「報告書①（本人用）」及び「報告書②」を参照し、研修の成果や今後の課題等を総合的に記述する。
- (3) 校長は、「報告書③（校長用）」を、**令和9年3月1日（月）**までに県教育センターに提出する。

令和 8 年度 中堅教諭等評価票 (自己評価用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	
学年団・担任等	担当教科・科目等			

以下の基準により 4 段階で評価し、評価欄に記入してください。

基準	評価
中堅教諭等として求められる程度以上に優れている	4
中堅教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評価
A 素養・資質	使命感・責任感 ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持に努めることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わることができる。	
	コミュニケーション 教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えを受け止め、適切な助言やかかわりができる。 ・報告、連絡、相談を適切に行い、子どもや保護者、同僚との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽 自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を持ち、同僚と学び合いながら、よりよい教育実践に改善しようと努めることができる。	
B 知識・技能	子ども理解 子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに努めることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援をすることができる。	
	学習指導 学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。 (例)・学習指導要領の教科、領域等の趣旨やねらいを理解し、教育課程を適切に運営するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることで、児童生徒の資質・能力の向上に努めることができる。 ・周囲からの意見、自己の授業の振り返りや適切な学習評価等を基に、積極的に授業改善に取り組み、より一層専門的な知識や技能を身に付けることができる。	
	生徒指導 子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高め、成長を促すための適切な指導や支援をすることができる。	

受講者名	
------	--

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
C 連 携 ・ 協 働	<p>学校づくり</p> <p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例) ・各校の学校教育目標の達成に向けて、自己の役割を果たし、積極的に学校づくりに参画することができる。 ・学年団や分掌等における自己の役割を自覚し、学校の課題解決に向けて、チームで対応することを意識して、業務に取り組むことができる。</p>	
	<p>参画 ・ 運 営</p> <p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例) ・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の必要性を理解するとともに、積極的にかかわり、組織の一員として、迅速に対応することができる。 ・担当する校務分掌について、迅速かつ正確な処理をするとともに、協働的な教員集団の雰囲気づくりができる。</p>	
	<p>危機管理</p> <p>学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例) ・学校の危機管理に必要な知識を持ち、安全管理に対して適切な対応をすることができる。 ・的確な判断の下、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、安全に留意した指導をすることができる。</p>	
<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応</p> <p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例) ・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等の理解を基に、支援計画を立て、適切な指導や支援をすることができる。 ・関係教職員、保護者や関係機関等と連携し、個々の課題を解決するために指導や支援の工夫を図ることができる。</p>		
<p>ICT や情報・教育データの利 活 用</p> <p>ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例) ・ICT を効果的に活用した授業を展開したり、児童生徒の学習や生活に関わる個人情報等の教育データを適切に活用したりすることができる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うことができる。</p>		
<p>研修に向けての課題等</p>		

評価年月日	令和 年 月 日
-------	----------

令和8年度 中堅教諭等評価票(案) (校長評価用)

校名	学校	職名	フリガナ
			受講者名
学年団・担任等	担当教科・科目等		

(様式1-1)「令和8年度 中堅教諭等評価票(自己評価用)」を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点に○を記入してください(複数可)。

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	○印
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
		(例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持に努めることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わることができる。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えを受け止め、適切な助言やかかわりができる。 ・報告、連絡、相談を適切に行い、子どもや保護者、同僚との信頼関係を築くよう努めることができる。	
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
		(例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに努めることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援をすることができる。	
	学習指導	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。 (例)・学習指導要領の教科、領域等の趣旨やねらいを理解し、教育課程を適切に運営するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることで、児童生徒の資質・能力の向上に努めることができる。 ・周囲からの意見、自己の授業の振り返りや適切な学習評価等を基に、積極的に授業改善に取り組み、より一層専門的な知識や技能を身に付けることができる。	
生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高め、成長を促すための適切な指導や支援をすることができる。		

受講者名	
------	--

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	○印	
C 連 携 ・ 協 働	<p>学校づくり</p> <p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自己の役割を果たし、積極的に学校づくりに参画することができる。 ・学年団や分掌等における自己の役割を自覚し、学校の課題解決に向けて、チームで対応することを意識して、業務に取り組むことができる。</p>		
	<p>参画 ・ 運営</p> <p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の必要性を理解するとともに、積極的にかかわり、組織の一員として、迅速に対応することができる。 ・担当する校務分掌について、迅速かつ正確な処理をするとともに、協働的な教員集団の雰囲気づくりができる。</p>		
	<p>危機管理</p> <p>学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例)・学校の危機管理に必要な知識を持ち、安全管理に対して適切な対応をすることができる。 ・的確な判断の下、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、安全に留意した指導をすることができる。</p>		
<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応</p> <p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学习上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等の理解を基に、支援計画を立て、適切な指導や支援をすることができる。 ・関係教職員、保護者や関係機関等と連携し、個々の課題を解決するために指導や支援の工夫を図ることができる。</p>			
<p>ICT や情報・教育データの活用</p> <p>ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例)・ICT を効果的に活用した授業を展開したり、児童生徒の学習や生活に関わる個人情報等の教育データを適切に活用したりすることができる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うことができる。</p>			
<p>評価 年月日</p>	<p>令和 年 月 日</p>	<p>評価者</p>	<p>校長</p>

(様式3-1) 令和8年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書①(本人用)

校名	学校	職名	フリガナ
			受講者名

観 点		育成指標	報告及び自己評価
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
	学習指導	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
	危機管理	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	
ICT や情報・教育データの利活用		ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	
成果と課題			

報告年月日	令和 年 月 日
-------	----------

(様式3-2) 令和8年度 中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書②

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	

1 県教育センター等における研修

<教科研究会等への参加>

教科研究会等の名称	
実施日	令和 年 月 日 ()
研修概要 ・ 振り返り	

2 校内等における研修

<研究授業(第1回)>

実施日	令和 年 月 日 ()	ICT活用の有無	有 ・ 無
学級、教科、単元等			
本時の展開の概要 ・ 振り返り			

<研究授業(第2回)>

実施日	令和 年 月 日 ()	ICT活用の有無	有 ・ 無
学級、教科、単元等			
本時の展開の概要 ・ 振り返り			

※2回の研究授業のうち1回はICTを活用すること。

※研究授業については、事後指導での意見や指導・助言の内容も踏まえて振り返りを行うこと。

報告年月日	令和 年 月 日	報告者	校長
-------	----------	-----	----

(様式3-3) 令和8年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ実施報告書③ (校長用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	

観 点		育 成 指 標
A 素 養 ・ 資 質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
B 知 識 ・ 技 能	子ども理解	子どもの発達や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。
	学習指導	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。
C 連 携 ・ 協 働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。
	危機管理	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。
総合 所 見		
報告 年月日	令和 年 月 日	報告者 校長

記入例 (様式2) 令和8年度 中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書(案)

評価票案等に基づき、中堅教諭等の意見や希望を参考にしながら決定する。

(学校) 受講者名 ()
校長名 ()

個人研修課題	(例) ・個々を大切にし、つながりを感じる学級経営法の研究 ・深い学びを実現させるためのICTの効果的な活用法の研究
--------	---

月	県教育センター等における研修 ◎：教科研究会等への参加 ●：オンライン研修(オンデマンド型)	校内等における研修 □：研究授業、教材研究等研修(5日程度) ■：指導方法、職務遂行に関する課題研究(5日程度)	事前課題・提出物等
	「Ⅲ 1 県教育センター等における研修」を基に作成する。 ※教科研究会等への参加、オンライン研修もこちらへ記入すること。	「Ⅲ 2 校内等における研修」を基に作成する。(10日程度) 研究授業は2回実施する。	○自己評価票、実施計画書案の作成・提出(校内) ○評価票案、実施計画書案の提出(21日) ○実施計画の決定
6	○県教育センター主催研修(9日)	□授業研修(教材研究、学習指導案作成) □授業研修(研究授業①、研究協議)	○第3回研修 研究協議「生徒指導」分科会希望調査送信(15日)
7	○県教育センター主催研修(31日)	■校内研修(進路指導・就職指導) ■校内研修(文化祭を通じた学級経営の計画)	
8	●オンライン研修(オンデマンド型)	■校内研修(生徒指導)	○各教科で指示された事前課題の作成(第4回研修に向けて)
9	○県教育センター主催研修(16日)	■校内研修(人権・同和教育 隣保館訪問)	
10	◎香川県高等学校教育研究会生地部会への参加 □□高等学校(予定)	□授業研修(教材研究、学習指導案作成) □授業研修(ICTを活用した研究授業②、研究協議)	
11			
12		■校内研修(スクールカウンセラーとの面談)	○各教科で指示された事前課題の作成(第5回研修に向けて)
1	○県教育センター主催研修(6日)		○オンライン研修「オンデマンド型研修受講記録」送信(29日)
2		□授業研修(次年度の学習指導計画作成(今年度の学習指導の成果と課題を踏まえて))	○実施報告書作成・提出(校内)
3			○実施報告書提出(1日)

4月上旬	中堅教諭等資質向上研修 I の受講申し込み (Plant)
4月下旬	中堅教諭等資質向上研修 I の受講決定確認 (Plant)
4月 }	<p>評価票案、実施計画書案の作成及び提出</p> <p>○中堅教諭等は、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅教諭等評価票 (自己評価用)」 (様式1-1) ※ </div>
5月	<p>○校長は、県教育センターに次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅教諭等評価票(案) (校長評価用)」 (様式1-2) ・「中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書(案)」 (様式2) </div> <p style="text-align: right;"><提出期限 令和8年5月21日(木)></p> <p>実施計画の決定</p> <p>○県教育センターは、提出された「実施計画書案」について必要な調整を行い、実施計画を決定する。修正を要しない場合は、「実施計画書案」の提出をもって決定とする。</p>
6月 }	<p>第3回研修 研究協議「生徒指導」分科会 希望調査</p> <p>○中堅教諭等は、全国教員研修プラットフォーム (Plant) から希望する分科会を選択し送信する。</p> <p style="text-align: right;"><送信期限 令和8年6月15日(月)></p>
2月	<p>県教育センター等における研修、校内等における研修</p> <p>○中堅教諭等は、各研修が終了次第、次のものを作成する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書②」 (様式3-2) </div>
2月 }	<p>実施報告書の作成</p> <p>○中堅教諭等は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書① (本人用)」 (様式3-1) ※ ・「中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書②」 (様式3-2) </div>
3月	<p>実施報告書の提出</p> <p>○校長は、研修終了後、県教育センターに次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書②」 (様式3-2) ・「中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書③ (校長用)」 (様式3-3) </div> <p style="text-align: right;"><提出期限 令和9年3月1日(月)></p>

※ (様式1-1) (様式3-1) は県教育センターに提出する必要はない。

● 様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

〔資料 2〕 令和 8 年度 中堅教諭等資質向上研修 I に係る提出書類等一覧

【受講者が提出する書類等】

提出期限	提出書類	様式	提出先	提出方法
校内で定めた日	中堅教諭等評価票 (自己評価用)	様式 1 - 1 ※	所属校長	
令和 8 年 6 月 15 日(月)	第 3 回研修 研究協議 「生徒指導」分科会希望調査		全国教員研修プラットフォーム (Plant) から送信	
令和 9 年 1 月末	中堅教諭等資質向上研修 I (高・特) オンデマンド型 研修受講記録		全国教員研修プラットフォーム (Plant) から送信	
校内で定めた日	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書① (本人用)	様式 3 - 1 ※	所属校長	
	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書②	様式 3 - 2		

【所属校長が提出する書類】

提出期限	提出書類	様式	提出先	提出方法
令和 8 年 5 月 21 日(木)	中堅教諭等評価票 (案) (校長評価用)	様式 1 - 2	県教育センター 所長	通送
	中堅教諭等資質向上研修 I 実施計画書 (案)	様式 2		
令和 9 年 3 月 1 日(月)	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書②	様式 3 - 2	県教育センター 所長	通送
	中堅教諭等資質向上研修 I 実施報告書③ (校長用)	様式 3 - 3		

※ (様式 1 - 1) (様式 3 - 1) は県教育センターに提出する必要はない。

教諭の指標（「香川県教員等人材育成方針」より）

キャリアステージ		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1年目～6年目	7年目～20年目	21年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組みむとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どものかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解力と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう、多面的な配慮ができる。
	学習指導 b	学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能をより一層高め、自ら適切な学習評価と授業改善を行うとともに、組織的な取組となるよう、他教員に対して指導や助言ができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	子どもの成長のために多角的な支援を行うとともに、共感的な人間関係の育成に必要なネットワークを機能させ、集団づくりについての指導や助言ができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	学校の教育目標達成に向けた取組を総合的に分析し、「チーム学校」の中心となって、特色ある学校づくりに貢献する。
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICT や情報・教育データの利活用 イ		学校における ICT 活用の意義を理解し、授業や校務等において ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。

その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0942（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - ・ 県教育センター建物の北側にある駐車場を利用する。
 - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、弁当を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、その日の研修を中止する。
 - ② 訪問指導については、当日当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5強以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。
- (3) 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

香川県に熱中症特別警戒アラートが発表されている場合、その日の研修を中止する。

※ いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。